

推奨基準（第6条関係）

- (1) 参加申込月から令和5年1月までの間の任意の7か月間（以下「評価期間」という。）の最後の月（以下「評価期間終了月」という。）において、当該事業所の利用期間が6月を超える者（以下「評価対象者」という。）が、表1の左欄に掲げる対象事業所（サービス）種別ごとに、同表の右欄に掲げる人数以上であること。
- (2) 評価対象者について、推奨基準確認表（様式2）（※）により算出した評価点数の高い順に並べ、上位及び下位1割の者を除いた上で評価点数を合算し、平均して得た値が1以上であること。

※推奨基準確認表（様式2）の作成手順

- ① 評価対象者について、評価期間の最初の月（以下「評価開始月」という。）と評価期間終了月において、推奨基準確認表（様式2）の判定基準に基づきADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定する。
- ② 評価期間終了月のADL値から評価開始月のADL値を控除して得た値に、表2の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価開始月のADL値に応じてそれぞれ右欄に掲げる値を加算し、評価対象者ごとの評価点数を算出する。

(表1)

対象事業所（サービス）種別	評価期間中の利用者数
通所介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所リハビリテーション 総合事業（通所型サービス（従前相当）） 通所リハビリテーション	10人以上
総合事業（通所型サービスC「短期集中」）	5人以上

(表2)

利用者	評価開始月のADL値	加算値
1 2以外の者	ADL値が0以上25以下	1
	ADL値が30以上50以下	1
	ADL値が55以上75以下	2
	ADL値が80以上100以下	3
2 評価開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25以下	0
	ADL値が30以上50以下	0
	ADL値が55以上75以下	1
	ADL値が80以上100以下	2